〒 (申請者住所) (申請者氏名) 様

(様式例2)

(

)

## 高額介護合算療養費支給(不支給)決定通知書

先に申請のありました高額介護合算療養費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保险	者証記	号				被保険者記	E番号		
計算対象期間		平成		年	<del></del>		~	平成	<b></b>	年		月	
申請年月日		平成	年	月	B	j	決定年月日			平成	年	月	日
計算対象期間中の 自己負担額の合計額				I	PJ PJ		支給額						円
給付の種類													
不支給の理由													
備考													
支 払 方 法													
		* * *								口 座 払			
お持ち・この通いただくもの・国民健		康保険被保険者証				金	融機關	y					
支払場所	・中請書		:印鑑		振込先		座種目	∄					
又拉物的					· 加及之几		口座番号						
支払期間		_				座名義	人						
〒 - <u>(所在地)</u> ( <u>保険者代表者名)</u> 印												印	
問い合わせ先 〒 <u>(所在地)</u> <u>(保険者</u> 電話番号	名及び担当	<u> </u>											

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、<u>(都道府県名)</u>国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決を経て、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、<u>(保険者名)</u>に対して提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当の理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

記入上の注意事項
1. 「備考」欄には、平成20年度において計算対象期間が12ヶ月となった場合に、"計算対象期間12ヶ月での計算による支給(計算対象期間16ヶ月での計算より支給額大)"等、被保険者への計算対象期間にかかる説明等を記載すること。 その他、被保険者への連絡において留意すべき事項があればその内容を記載すること。